

在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書

何年何月何日

届出者氏名	届出先	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長	
	領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所） <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>省公 略印</td> </tr> </table>	省公 略印
省公 略印			

1 変更事項

住所
氏名

2 届出者の住所変更についての確認

届出書記載の新住所地に住所を有することが、
 確認された 確認できなかった （左の年月日： 年 月 日）

判断の基礎となった文書

在留届
 その他（

3 届出者の氏名変更についての確認

当該氏名変更に係る戸籍法上の届出を、 受け付けた 受け付けていない

受け付けた届出の種類

養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出）
 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）
 婚姻の届出（戸籍法第74条の届出）
 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）
 生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出）
 入籍の届出（戸籍法第98条の届出）
 氏名変更の届出（戸籍法第107条又は第107条の2の届出）
 その他（

上記届出を受け付けた年月日： 年 月 日

4 住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）の変更についての確認

新たな住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、
 確認された 確認できなかった （左の年月日： 年 月 日）

5 その他上記2から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情

居住国への帰化等により日本国籍を喪失していることが判明した

根拠文書：

備考

「2 届出者の住所変更についての確認」欄の「その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならない。